

2025 年 10 月 15 日

各 位

上 場 会 社 名 N A N O M R N A 株 式 会 社
代 表 者 代表取締役社長 秋 永 士 朗
 (コード番号：4571)
問 合 せ 責 任 者 執行役員 CFO 藤 本 浩 治
 (TEL. 03-6432-4793)

第三者割当による第 22 回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行条件等の決定に関するお知らせ

当社は、2025 年 10 月 8 日（以下「発行決議日」といいます。）開催の取締役会決議に基づく第三者割当による第 22 回新株予約権（行使価額修正条項付）（以下「本新株予約権」といいます。）の発行に関し、2025 年 10 月 15 日（以下「条件決定日」といいます。）開催の取締役会において発行条件等を決議いたしましたので、発行決議日に公表した本新株予約権の発行に関し、未確定でありました発行条件等につき、お知らせいたします。

なお、本新株予約権の発行に関する詳細は、2025 年 10 月 8 日付当社プレスリリース「SBI 証券・SBI 新生企業投資との業務提携を通じた投資事業への参入、会社分割によるホールディングス体制への移行（当社特定子会社の設立）、定款の一部変更（商号及び事業目的の変更）及び臨時株主総会招集のための基準日等の設定並びに第 22 回新株予約権（行使価額修正条項付）の第三者割当による発行及び私募債の発行に関するお知らせ」（以下「発行決議時プレスリリース」といいます。）をご参照ください。

1. 決定された発行条件等の概要

当社は、本日、下記の表に記載の各条件につき決議するとともに、これらの条件を含め、別紙に記載の本新株予約権の発行要項の内容で本新株予約権を発行することを決議しております。

(1) 割当日	2025 年 10 月 30 日
(2) 発行新株予約権数	370,000 個
(3) 発行価額	新株予約権 1 個当たり 96 円 発行価額の総額は、新株予約権 1 個当たりの金額に本新株予約権の総数である 370,000 個を乗じた金額となります。
(4) 当該発行による潜在株式数	37,000,000 株（本新株予約権 1 個につき 100 株） 本新株予約権については、下記「(6) 行使価額及び行使価額の修正条件」に記載のとおり行使価額が修正される場合がありますが、上限行使価額はありません。 下限行使価額においても、本新株予約権に係る潜在株式数は 37,000,000 株です。
(5) 調達資金の額	6,368,350,000 円（注）
(6) 行使価額及び行使価額の修正条件	当初行使価額は、172 円（条件決定日の直前取引日の終値（以下「終値」といいます。）の 92%に相当する金額（1 円未満の端数切り捨て））とします。 本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」といいます。）の直前取引日の終値（同日に終値がない場合には、その直前取引日の終値）の 92%に相当する金額の 1 円未満の端数を切り捨てた金額に修正されます。但し、修正後の金額が下限行使価額（以下において定義されます。）を下回ることとなる場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とします。 本新株予約権の下限行使価額は 94 円（条件決定日の直前取引日の終値の 50%に相当する金額（1 円未満の端数切り上げ））とします。

	修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額となります。
--	--

(注) 調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額を差し引いた金額です。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。

2. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

① 本新株予約権に係る調達資金	6,399,520,000円
本新株予約権の払込金額の総額	35,520,000円
本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	6,364,000,000円
② 発行諸費用の概算額	31,170,000円
③ 差引手取概算額	6,368,350,000円

(注) 1. 本新株予約権に係る調達資金は、本新株予約権の払込金額の総額（35,520,000円）に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額（6,364,000,000円）を合算した金額であります。

2. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であり、行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額が変動する結果、本新株予約権に係る調達資金及び差引手取概算額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合にも、同様に本新株予約権に係る調達資金及び差引手取概算額は減少する可能性があります。

3. 発行諸費用の概算額の内訳は、本新株予約権の発行に関する弁護士費用、評価算定費用、信託銀行費用等の合計額であります。

4. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 調達する資金の具体的な使途

本新株予約権の発行及び割当予定先による本新株予約権の行使によって調達する差引手取概算額は合計6,368,350,000円となる予定であり、具体的には次の使途に充当する予定であります。なお、実際に充当するまでの間は、安全性の高い預金口座等にて運用・管理していく予定です。

具体的な使途	金額（百万円）	充当予定時期
① 私募債（本社債）償還	2,500	2025年11月～ 2026年10月
② ファンド出資	3,868	①完了後～ 2027年10月
合計	6,368	—

当社は、上記表中に記載のとおり資金を充当することを予定しておりますが、資金使途についての詳細は以下のとおりです。

① 私募債償還

本新株予約権の行使による調達資金については、当面は本新株予約権と同時に発行する発行決議時プレスリリースの「Ⅷ. 私募債の発行の概要」に記載の私募債（本社債）2,500百万円の償還に充当する予定です。本スキームにおいては、本社債の発行により所定額の資金を適時に調達できる上に、本新株予約権の行使により払い込まれる資金によって本社債を返済することで、長期的にみて財務健全性を維持することができます。

② ファンド出資

当社は、SBI証券及びSBI新生企業投資と本業務提携を行い投資事業に参入することを決定しており、その一環として、投資事業を行う子会社であるNano Bridge Investment株式会社（NBI）を設立し、NBIがSBI新生企業投資又は同社の関係会社と共同して設立及び運営するファンド（投資事業有限責任組合）を組成し、当社が買収した企業に対する投資を行う予定です。

同ファンドによる投資先の買収は、本会社分割により、ホールディングス体制における持株会社としての役割を持つ当社（2026年4月1日付で「Nano Holdings株式会社」に商号変更予定）の自社株式を対価として買収する手法（株式交付等）により行う予定ですが、買収後の成長・企業価値向上のための研究開発資金、運営資金については、同ファンドを通じて供給する予定です。これにより、レバレッジを効かせたより大規模な投資機会を追求することができます。同ファンドには本新株予約権による調達資金3,868百万円に、同時に発行する私募債（本社債）による調達金額2,500百万円を加えた6,368百万円を約2年間で段階的に出資する予定です。

なお、年間1社～3社を買収し、年間5億円～15億円程度を同ファンドに出資することを想定しています。

また、同ファンドを通じて、本会社分割後のNANO MRNA株式会社（新設会社）及び当社子会社PrimRNAの研究開発資金にも1,000百万円程度を投融資により供給する予定です。

具体的には、当社が実施しているRNA創薬事業におけるパイプラインTUG1 ASOの現在実施中の第I a相試験完了までの資金及び次段階の第I b相試験実施の準備資金（CMC、非臨床など）に500百万円（2026年4月～2027年12月充当予定）、当社子会社であるPrimRNAが豪州で実施しているRUNX1 mRNAの第1相臨床試験の完了までの開発資金に200百万円（2026年4月～2027年12月充当予定）を見込んでおります。また、当社はNANO MRNA2.0と称して新たなパイプラインの拡充について取り組みを開始しており、mRNA-encoded抗体とin vivo CAR-T治療等にチャレンジし、アライアンスにより早期に開発候補の探索を開始する予定です。これらの研究開発資金に300百万円（2026年4月～2027年12月充当予定）を充当する予定です。

発行決議時プレスリリースの「Ⅲ. 当社プラットフォームの投資計画」記載のとおり、当社は、かかるスキームを通じて、外部の機関投資家や事業会社から同ファンドに投資する資金を募り、これにより、レバレッジを効かせ、当社単独で行うよりもより大規模な投資機会を追求することができると考えております。なお、ファンドによる出資分の利益については、他の出資者にも原則として出資比率に応じて分配されることになります。

本新株予約権の行使により調達した資金は、上記①及び②の各資金使途のうち、①から先に充当します。①完了後、②記載のファンドに出資した資金の投資先については、当社の既存事業及び新たに支配権を取得した企業の研究開発費に充当される予定です。

既存の当社の創薬事業に新規の支配下企業を加えたポートフォリオ全体の状況を踏まえ、優先順位を決定し、優先度の高いものから投融資を行うことになります。

また、実際の資金調達額が発行時における当初の予定金額に到達しなかった場合は、自己資金及び他

の資金調達による上記資金使途への充当又は資金使途の変更を行う予定です。

なお、私募債の内容につきましては、発行決議時プレスリリースの「Ⅷ. 私募債の発行の概要」をご参照ください。

3 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、本新株予約権の発行決議日付で、投資事業への参入及び本業務提携について公表しております。仮に投資事業への参入及び本業務提携の公表により株価の上昇が生じる場合には、本新株予約権の発行に直接付随するものではない事由による株価の上昇を反映せずに本新株予約権の発行条件を決定することで、当該発行条件と本新株予約権の発行時における実質的な価値との間に乖離が生じるおそれがあります。当社は、かかる公表による株価への影響を織り込んだ上で本新株予約権の払込金額を決定すべく、発行決議日時点における本新株予約権の価値と条件決定日時点における本新株予約権の価値をそれぞれ算定し、高い方の金額を基準として本新株予約権の払込金額を決定することといたしました。

上記に従って、当社は、発行決議日及び条件決定日時点の本新株予約権の価値を算定するため、本新株予約権発行要項及び割当予定先との間で本新株予約権の募集に関する届出の効力発生をもって締結予定の本新株予約権割当契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価値評価を第三者算定機関である株式会社プルータス・コンサルティング(本社：東京都千代田区霞が関三丁目2番5号、代表者：野口真人)に依頼しました。当社は、本新株予約権発行要項及び本新株予約権割当契約に定められる諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎に、当該算定機関が算定した結果を参考として、発行決議日時点の本新株予約権の1個の払込金額を算定結果と同額の66円としました。また、当該算定機関が算定した結果を参考として、条件決定日時点の本新株予約権1個の払込金額を算定結果と同額の96円としました。その上で、両時点における払込金額を比較し、より既存株主の利益に資する払込金額となるように、最終的に本新株予約権1個の払込金額を96円と決定しました。当該算定機関は当社と顧問契約関係になく、当社経営陣から一定程度独立していると認められるとともに、割当予定先から独立した立場で評価を行っております。なお、当該算定機関は、当社普通株式の株価(発行決議日時点：132円、条件決定日時点：188円)、当社普通株式のボラティリティ(発行決議日時点：40.85%、条件決定日時点：47.59%)、配当率(発行決議日時点：0%、条件決定日時点：0%)、無リスクレート(発行決議日時点：0.898%、条件決定日時点：0.923%)及び当社の資金調達需要等について一定の前提を置き、さらに割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等についても一定の前提の下で行使可能期間にわたって、一様に分散的な権利行使がなされることを仮定しております。当社は、当該算定機関の算定結果を参考にしつつ、また、発行決議時プレスリリースの「2. 募集の目的及び理由 (2) 資金調達方法の概要及び選択理由」に記載の事由を勘案し検討した結果、上記の本新株予約権の払込金額の決定方法は既存株主の利益に配慮した合理的な方法であると考えております。

また、本新株予約権の当初行使価額は、発行決議日の直前取引日の終値の92%に相当する金額(1円未満の端数切り捨て)又は条件決定日の直前取引日の終値の92%に相当する金額(1円未満の端数切り捨て)のいずれか高い額である172円(条件決定日の直前取引日の終値の92%に相当する金額(1円未満の端数切り捨て))としており、その後の行使価額も、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の当社普通株式の普通取引の終値の92%に相当する金額(1円未満の端数切り捨て)に修正されるものの、その価額は本新株予約権の下限行使価額を下回ることはありません。下限行使価額は、発行決議日の直前取引日の終値の50%に相当する金額(1円未満の端数切り上げ)又は条件決定日の直前取引

日の終値の50%に相当する金額（1円未満の端数切り上げ）のいずれか高い額である94円（条件決定日の直前取引日の終値の50%に相当する金額（1円未満の端数切り上げ））となります。本新株予約権の当初行使価額及び行使価額の修正に係るディスカウント率並びに下限行使価額は、当社普通株式の株価動向等を勘案した上で、同種の資金調達案件と比較検討し、割当予定先とも協議の上で決定したものであり、特に不合理な水準ではないと考えております。当社は、本新株予約権の払込金額が、かかる行使価額を踏まえて決定されることに照らしても、本新株予約権の払込金額の決定方法は合理性を有すると考えており、上記払込金額による本新株予約権の発行が有利発行に該当しないものと判断いたしました。

なお、当社監査役3名全員（全員が社外監査役）から、会社法上の職責に基づいて監査を行った結果、本新株予約権の発行が有利発行に該当しない旨の取締役の判断については、法令に違反する重大な事実とは認められないという趣旨の意見を得ております。

NANO MRNA 株式会社

第 22 回新株予約権（行使価額修正条項付）発行要項

1. 本新株予約権の名称

NANO MRNA 株式会社第 22 回新株予約権（行使価額修正条項付）（以下「本新株予約権」という。）

2. 申込期間

2025 年 10 月 30 日

3. 割当日

2025 年 10 月 30 日

4. 払込期日

2025 年 10 月 30 日

5. 募集の方法

第三者割当ての方法により、すべての本新株予約権を株式会社 S B I 証券（以下「割当先」という。）に割り当てる。

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 37,000,000 株とする（本新株予約権 1 個当たりの目的たる株式の数（以下「割当株式数」という。）は 100 株とする。）。但し、下記第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
- (2) 当社が第 11 項の規定に従って行使価額（以下に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 11 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第 11 項第(2)号、第(5)号及び第(6)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第 11 項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数

370,000 個

8. 各本新株予約権の払込金額

本新株予約権 1 個当たり金 96 円（本新株予約権の目的である株式 1 株当たり 0.96 円）とする。

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより 1 円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式 1 株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初 172 円とする。但し、行使価額は、第 10 項又は第 11 項に従い修正又は調整される。

10. 行使価額の修正

第16項第(3)号に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」という。）の直前取引日の当社普通株式の終値（同日に終値がない場合には、その直前取引日の終値）の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額（以下「修正日価額」という。）が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が94円（以下「下限行使価額」といい、第11項の規定を準用して調整される。）を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とする。なお、「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。

11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\begin{aligned} & \text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額} \\ & \text{既発行株式数} + \frac{\text{時 価}}{\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}{\text{時 価}}} \end{aligned}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。以下同じ。）の取締役その他の役員又は従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬制度に基づく株式を交付する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式、取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換、株式交付又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。また、行使された本新株予約権の行使価額の累計金額が2,500,000,000円を上回った時点以降において、(i) 業務上の提携に関連して当社普通株式を交付する場合、(ii) 他の会社の株式を取得するための対価として当社普通株式を交付する場合、(iii) 当社の子会社による資金調達に関連して当社普通株式を交付する場合、(iv) 当社（又はその子会社）及び割当先（又は割当先と同一連結グループ内にある会社）が共同無限責任組合員となって運営する投資事業有限責任組合に対して当社が当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- ③ 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は従業員に新株予約権を割り当てる場合を除く。また、行使された本新株予約権の行使価額の累計金額が2,500,000,000円を上回った時点以降において、(i) 業務上の提携に関連して取得請求権付株式又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を交付する場合、(ii) 他の会社の株式を取得するための対価とし

て取得請求権付株式又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を交付する場合、(iii) 当社の子会社による資金調達に関連して取得請求権付株式又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を交付する場合、及び(iv) 当社（又はその子会社）及び割当先（又は割当先と同一連結グループ内にある会社）が共同無限責任組員となって運営する投資事業有限責任組合に対して当社が取得請求権付株式又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が、取得請求権付株式又は新株予約権が発行された時点で確定していない場合は、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式又は新株予約権の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合（但し、上記③により既に行使価額が調整されたものを除く。また、行使された本新株予約権の行使価額の累計金額が2,500,000,000円を上回った時点以降において、(i) 業務上の提携に関連して取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を交付する場合、(ii) 他の会社の株式を取得するための対価として取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を交付する場合、(iii) 当社の子会社による資金調達に関連して取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を交付する場合、及び(iv) 当社（又はその子会社）及び割当先（又は割当先と同一連結グループ内にある会社）が共同無限責任組員となって運営する投資事業有限責任組合に対して当社が取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- ⑤ 上記①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日まで本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

(調整前行使価額－調整後行使価額)×調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金等による調整は行わないものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行

済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

- (5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合（但し、行使された本新株予約権の行使価額の累計金額が2,500,000,000円を上回った時点以降において、(i)業務上の提携に関連する場合、(ii)他の会社の株式を取得するための対価とする場合、(iii)当社の子会社による資金調達に関連する場合、及び(iv)当社（又はその子会社）及び割当先（又は割当先と同一連結グループ内にある会社）が共同無限責任組合員となって運営する投資事業有限責任組合に対して交付する場合を除く。）には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換、株式交付又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (6) 上記第(2)号の規定にかかわらず、上記第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が第10項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。

- (7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

12. 本新株予約権を行使することができる期間

2025年10月31日（当日を含む。）から2027年11月1日までとする。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

14. 本新株予約権の取得

- (1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
- (2) 当社は、2027年11月1日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。
- (3) 当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換、株式交付若しくは株式移転（以下「組織再編行為」という。）につき当社株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認決議した場合、会社法第273条の規定に従って通知をした上で、当該組織再編行為の効力発生日前に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。
- (4) 当社は、当社が発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特別注意銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日（休業日である場合には、その翌営業日とする。）に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。

15. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

16. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、第 12 項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第 19 項記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第 20 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第 19 項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

17. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して新株予約権証券を発行しない。

18. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当先との間で締結する予定の第三者割当契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式のボラティリティ、配当率、無リスクレート、当社の資金調達需要等、割当先の権利行使行動及び割当先の株式保有動向等について一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権 1 個の払込金額を第 8 項記載のとおりとした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第 9 項記載のとおりとし、行使価額は当初、172 円とした。

19. 行使請求受付場所

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号

20. 払込取扱場所

株式会社 SBI 新生銀行 本店 東京都中央区日本橋室町二丁目 4 番 3 号

21. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

22. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号

23. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) 本新株予約権の条件は、市場の状況、当社の財務状況、本新株予約権の払込金額その他を踏まえ、当社が現在獲得できる最善のものであると判断する。
- (4) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以 上